

補助金の手続き

- 都留市文化財保護条例第9条により、都留市指定有形文化財の管理・修理に多額の経費を必要とする場合、その経費の一部に充てるために、予算の範囲内で補助金を受け取ることができます。
- 補助金の予算化には時間がかかりますので、修理の開始は原則として申請の翌年度以降となります。
- 補助金の手続きについては都留市教育委員会生涯学習課文化振興担当までご連絡ください

【お問合せ先】 TEL : 0554-45-8008 / mail : bunkashinkou@city.tsuru.lg.jp

ご注意ください!

※補助金の交付が決定する前に修理してしまった費用については、補助することができません。

台風や自然災害などで文化財が破損し、緊急修理が必要になった場合、速やかに都留市教育委員会生涯学習課文化振興担当までご相談ください。

◆ 補助金交付までの流れ

文化財所有者

都留市

トラブル発生

修理補助金
申請書作成

事業実施
実績報告書作成

請求書提出

- ①補助金要望依頼
- ②補助金要望結果の通知
- ③要望書提出依頼
- ④修理補助金申請書提出
- ⑤補助金交付の決定通知
- ⑥実施報告書の提出
- ⑦補助金交付額の確定通知
- ⑧請求書の提出
- ⑨補助金の振り込み

予算編成

交付決定

書類の確認
補助額の確定

支払手続

4月～6月ごろ	今年度補助金要望結果の通知
予算計上された事業	補助金申請書の提出
予算見送りの事業	次年度以降の補助金要望に自動的に移動
7月上旬ごろ	教育委員会より要望書提出依頼
7月中旬～8月末	次年度以降の修理補助金要望書提出

申請書審査後	補助金交付の決定通知
事業完了後	実績報告書の提出
審査完了後	補助金交付額の確定通知 実績報告書の内容を審査の上、補助金交付額が確定されます。
支払い審査完了後	補助金の振り込み（交付確定の額）